

令和3年度

通 常 総 会
議 案 書

日 時 令和3年5月20日(木)
午前9時

場 所 丸亀市役所2階201会議室

丸 亀 市 農 業 委 員 会

令和3年度丸亀市農業委員会通常総会

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 来賓挨拶

4 議 事

第1 議事録署名委員の選任

第2 議案審議

議案第1号 令和2年度事業報告について

議案第2号 令和3年度事業計画について

議案第3号 別段面積（下限面積）について

報告第1号 令和3年度丸亀市農業委員会予算について

5 そ の 他

6 閉 会

目 次

議案第1号「令和2年度事業報告について」	p1
(1) 農業委員会の構成に関する事	p2
(2) 農地に関する事	p2
(3) 農政に関する事	p3
議案第2号「令和3年度事業計画について」	p8
1. 令和3年度事業方針	p9
2. 事業内容	p10
(1) 各会議の開催等	p10
(2) 農地関係事業	p10
(3) 農政関係事業	p11
3. 重点対策事業について	p12
「農地利用最適化の推進等に向けた活動」	
4. 年間活動スケジュールについて	p13
議案第3号「別段面積（下限面積）について」	p14

議案第1号

令和2年度事業報告について

令和2年度事業報告について、別紙1のとおり報告する。

令和3年 5月20日提出

丸亀市農業委員会

会長 松岡 繁

議案第 1 号 令和 2 年度事業報告について

(1) 農業委員会の構成に関すること

① 委員

農業関係者による委員 (15名)	利害関係の無い人 (1名)
------------------	---------------

② 農地利用最適化推進委員

農業者等からの推薦 (30名)	個人の応募(0名)
-----------------	-----------

③ 役員 (3名)

会長 1名・副会長 2名

(2) 農地に関すること

① 総会議案審議・報告 【定例総会毎月1回・12回開催、76議案・27報告】

ア 農地法第3条1項許可申請	72件	140筆	91,860.61 m ²
イ 農地法第4条1項許可申請	27件	37筆	14,975.18 m ²
ウ 農地法第5条1項許可申請	199件	403筆	219,259.87 m ²
エ 許可後の事業計画変更許可申請(承継を含む)	24件	94筆	63,073.12 m ²
オ 非農地証明願	11件	14筆	5,912.54 m ²
カ 農用地利用集積計画関係	650件	1,616筆	1,549,859.60 m ²
キ 農用地利用配分計画	15件	34筆	36,786.00 m ²
ク 農地法第18条1項許可申請	0件	0筆	0.00 m ²
ケ 競売買受適格証明願(耕作目的)	0件	0筆	0.00 m ²
コ 競売買受適格証明願(転用目的)	0件	0筆	0.00 m ²
サ 農地改良届	2件	4筆	2,791.00 m ²
シ 農地法第18条6項通知	46件	84筆	86,121.00 m ²
ス 許可後の取消願	3件	4筆	6,358.00 m ²
セ 許可申請の取下願	3件	7筆	3,173.00 m ²
ソ 農地法第3条の3第1項届出	21件	119筆	61,870.91 m ²
タ 非農地決定	0件	0筆	0.00 m ²

② 諸証明・届出

ア 工事完了証明	108件
イ 工事完了届	70件

ウ 贈与税、相続税納税猶予に関する適格者証明	0 件
エ 引き続き農業経営を行っている旨の証明	6 件
オ 賃貸借（残存小作権）に係る名義変更届出	0 件
カ 許可事項証明	7 件

③ 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定・移転

ア 賃借権設定	92 件	279 筆	290,543.00 m ²
イ 使用賃貸権設定	558 件	1,337 筆	1,259,316.60 m ²
ウ 所有権移転	0 件	0 筆	0.00 m ²
計	650 件	1,616 筆	1,549,859.60 m ²

④ 農地利用状況調査

ア 実施時期	令和2年 5月～6月		
イ 調査体制	16 区域に分け委員及び職員 2～4 人の班		
ウ 荒廃農地面積・筆数	面積： 442.4 ha	筆数： 11,409 筆	
A 分類（再生可能農地）	面積： 27.4ha	筆数： 490 筆	
B 分類（復元不可農地）	面積： 415.0ha	筆数： 10,919 筆	
新規増加面積	面積： 1.9ha	筆数： 51 筆	
解消（耕作・管理）面積	面積： 6.6ha	筆数： 164 筆	
エ 調査活動記録簿集計	延べ 521 時間		
オ 遊休農地の指導等			
・農地法に基づく措置	0 件	0 筆	0 m ²
・文書等による指導件数	102 件	195 筆	136,725.21 m ²
カ 利用意向調査	29 筆	17 人	16,695 m ²

(3) 農政に関すること

① 総会等開催状況

開催日		会議等
令和2年 4月	6日、10日、27日 20日	定例農家相談会【丸亀・綾歌・飯山】 農業委員会定例総会
5月	7日、11日、27日 20日 13日	定例農家相談会【丸亀・綾歌・飯山】 令和2年度農業委員会通常総会・定例総会 丸亀市地域農業再生協議会総会（書面決議）

6月	5日、10日、29日 11日 19日	定例農家相談会【丸亀・綾歌・飯山】 中讃地区農業委員会連合会通常総会（書面決議） 農業委員会定例総会
7月	6日、10日、27日 17日 20日 20日 31日	定例農家相談会【丸亀・綾歌・飯山】 農業委員会定例総会 農業委員会総会（任命式及び最初の総会） 農地利用最適化推進委員委嘱式 市町農業委員会職員研修会通常総会
8月	5日、11日、27日 7日 20日 28日	定例農家相談会【丸亀・綾歌・飯山】 市町農業委員・農地利用最適化推進委員実務研修会 農業委員会定例総会・推進委員連絡会 中讃地区農業委員会連合会臨時総会（書面決議）
9月	7日、10日、28日 18日	定例農家相談会【丸亀・綾歌・飯山】 農業委員会定例総会・推進委員連絡会
10月	5日、12日、27日 20日 22日	定例農家相談会【丸亀・綾歌・飯山】 農業委員会定例総会 推進委員連絡会
11月	5日、10日、27日 20日 30日	定例農家相談会【丸亀・綾歌・飯山】 農業委員会定例総会・推進委員連絡会 市町農業委員・農地利用最適化推進委員研修会
12月	7日、10日、28日 14日 18日	定例農家相談会【丸亀・綾歌・飯山】 中讃地域水田農業を考える会 農業委員会定例総会・推進委員連絡会
令和3年 1月	5日、12日、27日 20日	定例農家相談会【丸亀・綾歌・飯山】 農業委員会定例総会
2月	5日、10日、26日 19日 24日	定例農家相談会【丸亀・綾歌・飯山】 農業委員会定例総会 香川県8市農業委員会会長協議会
3月	5日、10日、29日 19日 22日	定例農家相談会【丸亀・綾歌・飯山】 農業委員会定例総会・推進委員連絡会 市町農業委員会会長・事務局長会議

② 通常総会議案審議・報告事項

開催月	議題及び報告
令和2年 5月20日 (通常総会)	<ul style="list-style-type: none"> ・「令和元年度事業報告」について ・「令和2年度事業計画（案）」について ・「別段面積（下限面積）」について ・「令和2年度丸亀市農業委員会予算」について

③ 定例総会議案審議・主な報告事項【毎月1回・12回開催】

開催月	議題及び報告
令和2年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度農地パトロールについて ・農業振興地域整備計画の変更について ・農地等利用最適化推進に関する意見に対する回答について

5月	・令和2年度丸亀市農業委員会の組織活動目標計画について
6月	・農業振興地域整備計画の変更について ・農地利用の意向に関するアンケート調査について
7月	・令和3年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見について
8月	・農業振興地域整備計画の変更について ・農地法第3.4.5条及び農業者年金制度について
9月	・かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動の実践について ・農地パトロールに係る利用意向調査について ・令和3年度農地等利用最適化の推進に関する意見について
10月	・全国農業新聞購読促進状況について ・農業振興地域整備計画の変更について
11月	・香川県農地機構からの事業報告 ・農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
12月	・農業振興地域整備計画の変更について ・農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
令和3年 1月	・農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
2月	・農業振興地域整備計画の変更について
3月	・次期香川県農業・農村基本計画骨子案の概要について

④ 要望・建議活動、委員会活動の周知等

<p>■「国への農業政策等の要請」 (全国農業委員会系統組織とともに要請決議、国会へ陳情)</p> <p>(1) 全国農業委員会会長大会への参加</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止</p> <p>(2) 全国農業委員会会長代表者集会への参加</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止</p>
<p>■「行政庁へ農業施策に関する意見書を提出」 (県知事、市長等へ農業者の意見等を進達)</p> <p>(1) 令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見 (令和2年7月17日)</p> <p>①担い手への農地利用集積・集約化について ②遊休農地の発生防止・解消について ③新規参入者等への支援・補助について ④その他</p> <p>(2) 令和3年度丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見 (令和2年10月20日)</p>

- ① 担い手の育成、担い手への農地利用の集積・集約化について
- ② 遊休農地等の発生防止・解消について
- ③ 農業への新規参入等の促進について
- ④ その他

■「農業委員会だより」No17の発行 各農家世帯宛 5千部送達（委員会活動の周知・広報）

- ・新農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介
- ・市長・議長へ改善意見書を提出
- ・農地の適正管理について
- ・農地転用制度について
- ・農業者年金のご案内
- ・公益財団法人香川県農地機構の活用について

⑤ 実質的な「人・農地プラン」の作成に向けた

「農地利用の意向に関するアンケート調査」の実施結果

実施期間	調査戸数	回答戸数	回収率
令和2年1月20日 ～6月末	3,930件	3,438件	87.4%

* 回答いただいた農業後継者や農地利用に関する情報は、集計し地番図に耕作予定年数に応じて色分けし、今後の実質的な「人・農地プラン」の計画作成に向けた話し合いの資料として活用していきます。

⑥ 委員研修及び視察研修

■「委員研修・講演会等への参加」

(1) 令和2年度 中讃地域水田農業を考える会
令和2年12月14日（月）（アイレックス）

- ・水稻の販売状況と作付けの推進について
- ・おいでまい基準田の調査結果について
- ・あきさかりの調査結果及び次年度に向けて
- ・農作業の安全について
- ・「土づくりについて（水稻、麦類、ブロッコリー）」

■「委員県外視察研修の実施」

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

⑦ 全国農業新聞の普及推進活動

農業委員会系統組織の情報紙で、農業委員会法第6条第3項第2号の規定に基づく「農業一般に関する調査及び情報提供」の柱となるものであることから、新規購読者確保のための普及推進に努めた。

・令和3年3月末現在購読部数： 112部

⑧ 農業者年金業務及び加入推進活動

農業者年金加入者の現況届その他事務処理とともに、農業者年金制度、加入推進について、農業委員会だより等でその周知に努めた。

ア 年金受給権者現況届受理	114 件
イ 経 営 移 譲 年 金	0 件
ウ 老 齡 年 金 (裁定請求)	2 件
エ 資 格 喪 失	0 件
オ 未 支 給 年 金	11 件
カ 死 亡 届	11 件
キ 特定処分対象農地等処分届	0 件
ク 脱 退、死 亡 一 時 金	0 件
ケ 政策支援加入 (変更等申出含む)	0 件
コ 通常加入	0 件
ケ その他変更等申出書	2 件

議案第 2 号

令和 3 年度事業計画について

令和 3 年度事業計画について、別紙 2 のとおり提案する。

令和 3 年 5 月 2 0 日提出

丸亀市農業委員会

会 長 松 岡 繁

議案第 2 号 令和 3 年度事業計画 について

1. 令和 3 年度事業方針

昨年から続く、新型コロナウイルスの世界的な蔓延による国民生活の制限や自粛などにより、人々は常に不安を持ちながらの生活を強いられ、そのことは日本の農業においても、農産物の消費の縮小や購買意欲の減退などにもつながり、農産物価格の低迷や農業の活性化の支障となっています。

また、コロナの感染拡大の影響で、世界的な食糧生産・流通の不透明化による不安もあり、日本においては食料自給率改善の課題が露呈され、外国に過度に依存しない農業施策への転換が急務となっています。

更に農業現場の問題として、農業従事者の高齢化や担い手不足などによる農家の減少により、農地利用面積が減少する一方で遊休農地が増加し、農業生産基盤の脆弱化が進行しています。更に近年は有害鳥獣による被害が広域化し、被害実態も深刻になっています

このような状況のなか、近年の農業政策は、「農業の成長産業化」、「攻めの農業」を柱としていますが、香川県のように小規模な農地が多く、1戸当りの経営面積の少ない状況では、その恩恵を受けるところは限られています。国が推進する、農地の集積・集約化を図り、農業法人や認定農家などによる大規模経営によるコストの削減と効率化を図る方法は、一定以上の規模で行える場合は有効ですが、反対に零細農家を減らすことになり、農地や農道・水路などの農業用施設の管理を行う農家が減り、かえって農地等の維持管理を難しくする要因にもなります。農地は農産物の生産だけでなく、大雨などの被害の緩和、水源の涵養、良好な景観の形成など多面的な機能を持っており、生活に多くの恩恵を与えています。これら農地の持つ多面的機能の維持の観点からも、その農地を守る農家の役割を十分に評価し、零細な農家でも農業経営を持続できるような支援が必要と考えます。

このように厳しい状況ではありますが、丸亀市農業委員会は、農地法等に基づく農地転用等の業務を適正に遂行するとともに、農地利用状況調査等の実施により、遊休農地の発生防止及び解消に努め、香川県農地機構等関係団体と連携し、農地の有効利用に繋げていきます。また、本市農業の重要課題である担い手対策として、地元及び県中讃農業改良普及センターや、市長部局等関係機関とも連携し、新規参入者や退職者の就農支援等、農業従事者の確保と育成に努めるなど「農地利用の最適化」の推進に努めて参ります。

また、昨年に各委員に戸別訪問して調査いただいた「農地の利用に関するアンケート調査」に基づく「人・農地プラン」の計画策定に関する地域での座談会等には、積極的に取り組み、地域の農地利用の将来図が作成できるよう、農業・農村が持続的に発展できるよう取り組んで参ります。

2. 事業内容

(1) 各会議の開催等

① 総会

毎月、開催し、農地法及び農業経営基盤強化促進法等に基づく農地の権利設定・移動等の許可申請事案に係る審議、農地利用の最適化の推進、農業経営の合理化や農業全般の調査研究を行なう。また、関係行政機関に提出する意見の協議等を行う。

5月の総会で、前年度事業報告及び当該年度事業計画（案）等について審議する。
臨時総会は、必要に応じ随時開催する。

② 役員会

随時開催し、農業委員会業務の運営・総会等の開催前に付議すべき議題等について協議する。

(2) 農地関係事業

① 農地法関係申請等処理業務

ア 農地法第3条申請について、同法第3条第2項各号の規定及び許可の審査基準等に基づき、適正な現地調査や執行を行う。

イ 農地法第4条及び第5条申請について、農業委員・推進委員と事務局が連携を図りながら現地調査を行い、審査基準に基づく適正な審査を行い、県へ意見進達する。

ウ 農地法第18条6項の通知に係る農地の貸借、残存小作地等の合意解約、名義変更について、台帳等の整備を行う。

エ 非農地証明、相続税・贈与税納税猶予適格者証明等の諸証明及びその他農地法に基づく届出等について、適正かつ迅速な処理を行う。

② 農地中間管理法関係業務

香川県農地機構から市への委託業務である農地借受者の受付や貸付者の募集、利用権を設定する農地の位置・権利関係の確認作業その他の農地中間管理事業の適正な処理を農林水産課及び農地集積専門員と協力して行う。

③ 農地の利用関係調整業務

ア 農地移動適正化あっせん事業等により、農地保有合理化のための農用地の売買・賃貸借等のあっせんを行なう。

イ 申し出のあった利用権設定につき、農業経営基盤強化促進法に基づく丸亀市の基本構想に沿って、同法第18条に基づく農用地利用集積計画の決定をする。

ウ 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画を審議する。

エ 農地の利用関係をめぐる紛争について、農地法第25条の規定に基づき、申し出に対し和解の仲介を行う。

④ 農地の集積その他農地等の効率的な利用促進に関する業務

ア 人・農地プランにおいて、地域農業の中心として位置づけられた認定農業者や農業法人等のなかで、経営規模拡大等の意欲・能力がある農業経営体に対する農地の集積、

有効利用に向けた取り組みを行う。

イ 新規就農者対策として適切な農地情報の提供等、関係機関とともに支援していく。

⑤ 無断転用防止の啓発

無断転用の早期発見・是正を図るため、農地パトロール等による巡回点検を行なうとともに、違反転用に係る啓発・広報活動を行なう。

(3) 農政関係事業

① 農地等利用の最適化の推進に関する意見提出、要望活動等の実施

ア 農業委員会法第38条第1項の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項について、関係行政機関等に対し具体的意見を提出する。

イ 国の農業政策に対し、農業会議等が主催する各農政・組織活動において、政策提案活動に参加し、全国農業委員会系統組織とともに要請活動を行なう。

ウ 広く農業・農家に関する相談に応えるため、毎月、定例農家相談会を実施する。

② 各農政施策・制度等の検討・協議

ア 国の農業施策をはじめ県・市の地域農業に関する計画・事業、また広く地域の農業振興を推進するため事業等の周知を行なう。

イ その他農地利用最適化の推進など必要な農政諸問題対策を検討・協議する。

③ 農業者、土地改良組織等との座談会、意見交換会の実施

ア 農業・農村の実態把握と「人・農地プラン」作成の必要性について、各地区において、創意工夫をした座談会、意見交換会を行う。

④ 食と農に関する広報活動の実施

ア 国民の食を支える農業・農村の大切さを国民全体で共有できるよう、広報活動を行う。

⑤ 業務の適正執行の徹底と情報公開の推進

ア 総会での適正な審議及び議事録の作成・公表等により、一層の透明性の向上、公平性・公正性の確保に努める。

イ 農業委員、農地利用最適化推進委員自らの活動目標の設定と実践とともに、農業委員会として計画の策定及び活動結果の検証・評価の取り組みの強化を図る。

ウ 農地制度の内容、諸手続の周知をはじめ賃借料情報の提供、農業委員会の活動内容等について、農業者はもとより一般市民にも広く周知し理解を得るため、市ホームページ等の広報媒体による情報発信を積極的に推進する。

⑥ 農地基本台帳等の整備充実

農業委員会業務全般の基本となる農地基本台帳の一層の整備充実及び農地情報公開システム・フェーズ2の有効利用を図る。

⑦ 農業委員研修への参加

ア 県・農業会議等の開催する研修会に積極的に参加し、幅広い知識の習得に努める。

イ 農業先進地等を訪れ、直接現場の農業者と交流する視察研修を実施する。

⑧ 全国農業新聞の普及推進

農家に対して、農業政策・農業技術・経営管理等、各種情報を迅速に提供するため、全国農業図書の頒布、全国農業新聞の新規購読者の獲得を図る。

⑨ 農業者年金への加入推進

農業者の老後の生活安定と福祉の向上・確保を図るため、農業者年金制度の周知及び加入推進に努めるとともに、的確な経営移譲や各種申請・届出業務を行なう。

3. 重点対策事業について

[農地利用最適化の推進等に向けた活動]

① 調査・指導活動の実施

- ア 過去の調査結果等を踏まえ、農地利用状況調査（農地パトロール）実施要領に基づき計画的・効率的に遊休農地の現況把握をする。
- イ 農地パトロールの結果、再生利用可能荒廃農地には利用意向調査を実施し、自作をしない場合は、農地中間管理事業等を活用して利用権設定に繋げていく。
- ウ 地域農業や生活環境に及ぼす影響が高い遊休農地については、解消の必要性・可能性が高い農地から優先的に取り組み指導等を実施する。
- エ 農業委員・農地利用最適化推進委員各自が遊休農地の発生防止に努めるとともに、解消目標等を明確に定め、その達成に向け取り組む。

② 知識や情報の習得

改選後の新委員にも農業委員会の業務、農地法や関連する制度についての知識を深めていただくために、総会后などに学習会を行い、知識や情報を習得し、委員間の交流も深めていただく。

③ 香川県農地機構との連携

令和2年度から農振地域外の遊休農地についても、農地中間管理事業の対象となったことに伴い、香川県農地機構と連携し、更に遊休農地の解消及び農地中間管理事業の周知に努める。

④ 担い手確保に向けた支援活動

- ア 能力・意欲のある担い手、後継者の掘り起こしについて、地域毎に農業委員が情報収集し、その確保に努める。
- イ 市長部局、農業改良普及センター等関係機関と協力し、集落営農組織の法人化に向けた取り組みを支援する。

⑤ 広報・啓発活動

市広報紙・農業委員会だより等で、農家相談会の開催や、遊休農地の発生防止に向けた理解・協力を求める。

⑥ 農地基本台帳の整備

農地基本台帳および農地情報公開システムの一層の整備・充実に努める。

4. 年間活動スケジュールについて

年 月 日	活 動 計 画 (予 定)	
	「農家相談会」毎月開催 「役員会」随時開催 「転用等に係る現地調査」申請により実施 「農地巡回・指導・農地機構の紹介等」随時実施 「人・農地プラン作成に係る座談会等の出席」開催時参加	農地パトロール 調査準備
令和3年 4月	定例総会 (4/20)	
5月	通常総会・定例総会 (5/20)	島嶼部 調査
6月	定例総会 (6/18) 活動計画等のホームページ公表 県へ農地利用最適化に関する意見提出	農地利用状況調査 農地パトロール
7月	定例総会 (7/20)	
8月	定例総会 (8/20)	
9月	総会 (9/17)	調査結果 果集計
10月	総会 (10/20) 市へ農地利用最適化に関する意見提出	利用意向調査 実施・集計
11月	委員県外視察研修 総会 (11/19)	
12月	農業委員研修 全国農業委員会会長代表者集会 総会 (12/20)	調査結果報告書作成
令和4年 1月	総会 (1/20) 農業委員会だより発行	意向調査結果の実施確認 遊休農地指導措置
2月	総会 (2/18)	
3月	総会 (3/18)	

議案第 3 号

別段面積（下限面積）について

農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段面積（下限面積）について、本市の別段面積を別紙 3 の判断基準等に基づき検討・協議のうえ決定する。

令和 3 年 5 月 2 0 日提出

丸亀市農業委員会

会 長 松 岡 繁

議案第 3 号 別段面積（下限面積）について

1. 別段面積（下限面積）について（農地法第 3 条第 2 項第 5 号）

農地法第 3 条の許可要件の 1 つに下限面積要件があり、農地の権利を取得するには、取得しようとする農地を含め、経営する農地面積が一定規模以上でなければ許可できない旨が規定されている。これは、経営面積が余りに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されるため、許可後の経営面積が都府県では 50a 以上にならないと許可できないとされている。

また、農業委員会がこの法定の下限面積では地域の平均的な経営規模や遊休農地の状況などからみて、その地域の実情に合わないと判断し、農林水産省令に定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部に別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積に達しない場合の許可はできないことになっている。

2. 設定又は修正の必要性

平成 21 年 12 月 15 日に施行された「農地法等の一部を改正する法律」（平成 21 年法律第 57 号）により、これまで県知事に設定権限があった別段面積の設定について、農業委員会において、地域の実情に応じ各農業委員会の判断で別段面積（下限面積）を設定することができることとなった。

これを受けて、「農業委員会の適正な事務の実施について」（平成 21 年 1 月 23 日付け 20 経営第 5791 号農林水産省経営局長通知）2 農業委員会の適正な事務実施に向けた具体的な取組(1)法令事務において、農業委員会は毎年、別段面積の設定又は修正の必要性を農地法第 30 条の規定に基づく利用状況調査の結果等に基づき検討し、設定した別段面積及び設定理由、設定しない場合はその理由を市町村のホームページ等で公表することとされている。

本市では平成 25 年 5 月、陸地部の別段面積を 40 アールから 30 アールに設定した。島しょ部の 10 アールは変更していない。

3. 面積設定の判断基準（農地法施行規則第 17 条）

(1) 1 項基準

原則の法定面積が地域の実情に適さないと判断される場合、法施行規則第 17 条第 1 項の規定に基づき別段の面積を設定。

- ① 設定区域は、自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域
- ② 単位はアールとし、10 アール以上で設定
- ③ 設定面積は、設定区域内で耕作に供している者の数が、当該設定区域内で耕作に供している者の総数のおおむね 100 分の 40 を下らないこと

(2) 2項基準（※例外的 ⇒ 島しょ部）

農地の遊休化等が深刻な状況にあり、特に新規就農を促進しなければ農地の保全が図れない等、以下の農地の保有・利用状況、将来の見通し等を勘案し例外的に設定。

- ① 現に耕作されず引き続き耕作目的に供されないと見込まれる農地、その他その適正な利用を図る農地が相当程度存在する。
- ② 設定区域の位置及び規模からみて、その周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがない。
- ③ 単位の指定なし。10アール未満の設定も可能。

4. 設定方法（農地法関係事務に係る処理基準 平成12年6月1日12構改B第404号）

（同 一部改正 平成21年12月11日21経営第4342号）

(1) 第1項基準による検討

方法1 農林業センサス「経営耕地面積10アールきざみ農家数」の活用

- ① 規則第17条第1項第3号の「耕作又は養畜の事業に供している者」の数については、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）第1条の調査（農林業センサス）の調査結果である市町村の区域における「経営耕地面積規模別農家数」等を活用する。
- ② ①の設定区域内の農家の経営規模別分布状況から規則第17条第1項第3号のおおむね100分の40を下らない面積を算出し、その算出した以上の面積で設定する。

方法2 農地基本台帳の活用

農地基本台帳等の市町保有データに基づき、「経営耕地面積10アールきざみ農家数」を市町が独自に把握する方法。 ⇒ **資料データ2** 参照

(2) 第2項基準による検討

農地法第30条の利用状況調査等に基づき把握した遊休農地の状況を活用し、農地面積に占める耕作放棄地面積の割合等を参考にする。

現在、当該規定の適用区域は、島しょ部のみ。

議案3 資料

- ・「農家経営面積集計表」（資料データ1）p1
- ・「農家基本台帳保有データに基づく経営面積10アールきざみ農家数」（資料データ2）p2
- ・「経営規模別農家数」（資料データ3）p3
- ・「県内市町の下限面積（別段面積）一覧」（資料データ4）p4